

患者様の権利

- 1.患者様は、平等に必要な医療を受けることができます。
- 2.患者様はより安全で良質な医療を受ける権利があります。
- 3.患者様は、治療方針・治療の結果・危険性などを知ることができます。
- 4.患者様は、治療方針やセカンドオピニオンについて希望を申し出ることができます。
- 5.患者様の診療内容などの個人情報保護されます。
- 6.患者様は、医療費の詳細について説明を受けることができます。
- 7.患者様は、当院の提供するサービスの意見を申し出ることができます。

患者様へのお願い

- 1.最善で適切な医療を受けるために、病状経過や過去の治療歴などの情報を提供する必要があります。
 - 2.病気克服のために、医療関係者と共同して治療に取り組む必要があります。
 - 3.円滑な医療サービス体制を確保するために、病院でのルールやマナーを遵守する必要があります。
 - 4.検査や治療のために必要な医療費を負担する必要があります。
- 当院では高知大学医学部附属病院、高知赤十字病院などの高度急性期病院からの研修医、ならびに多職種の実習生を受け入れ、教育する医療機関となっております。
- そのため、検査結果を学会発表などに使用させていただく場合がございますが、その際に氏名などプライベートに関わる情報は万全に管理し、一切公開いたしません。ご了承くださいませ。

臨床倫理方針

臨床を行う際にもっとも重要な事は人権の保護であり、世界医師会による「ヘルシンキ宣言」にもその詳細が記されている。それらを鑑み、患者様の人権尊重を最優先に捉え、臨床倫理方針を以下のように定める。

- 1.患者様の立場に立って十分な説明と同意による自己決定を尊重します。
- 2.医療の選択にあたり、セカンドオピニオンを聞く権利を保証します。
- 3.医療を行うにあたり、関係法規・ガイドラインを尊重します。
- 4.臨床研究（臨床治療を含む）や倫理的課題は倫理委員会で審議します。